高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則をここに公布する。

○高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則

|  |
| --- |
| (平成9年3月31日規則第36号) |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 改正 | 平成9年12月19日規則第125号 | 平成11年3月30日規則第28号 | 平成12年4月1日規則第133号 |
| 平成12年7月14日規則第181号の2 | 平成12年12月22日規則第231号 | 平成12年12月26日規則第234号 |
| 平成14年12月13日規則第105号 | 平成16年3月2日規則第14号 | 平成16年7月2日規則第82号 |
| 平成18年7月18日規則第90号 | 平成19年4月1日規則第44号 | 平成19年9月28日規則第103号 |
| 平成19年9月28日規則第105号 | 平成19年12月4日規則第132号 | 平成19年12月25日規則第140号 |
| 平成20年10月21日規則第82号 | 平成22年4月1日規則第34号 | 平成23年11月25日規則第68号 |
| 平成24年3月23日規則第15号 | 平成25年4月1日規則第22号 | 平成26年3月25日規則第16号 |
| 平成26年8月15日規則第88号 | 平成27年12月28日規則第80号 | 平成28年4月19日規則第28号 |
| 平成28年11月1日規則第68号 | 平成29年3月28日規則第23号 | 平成30年3月20日規則第16号 |
|  | 令和2年1月14日規則第1号 | 令和5年3月28日規則第24号 | 令和6年3月31日規則第33号 |
|  |  |  |  |

 |

|  |
| --- |
|  |

　　高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条　この規則は、高知県ひとにやさしいまちづくり条例(平成9年高知県条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(公共的施設)

第3条　条例第2条第2項の規則で定めるもの及び条例第18条第1項の規則で定めるものは、別表第1に定めるとおりとする。

(公共輸送車両等)

第4条　条例第2条第3項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)　鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第2条第12号に規定する車両のうち旅客車

(2)　軌道法施行規則(大正12年内務鉄道省令)第9条第1項第17号(ロ)に規定する客車

(3)　道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車

(4)　海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する船舶

(整備基準)

第5条　条例第14条第1項に規定する整備基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(適合証の請求手続等)

第6条　条例第17条第1項の規定に基づく請求は、別記第1号様式による適合証交付請求書によりしなければならない。

2　前項の請求をするときには、当該請求に係る公共的施設の種類に応じて別記第2号様式による整備項目表及び別表第3に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第18条の規定による届出をした者が当該請求をする場合は、この限りでない。

3　適合証の様式は、知事が別に定める。

(新築等の届出手続)

第7条　条例第18条第1項の規定による届出は、特定施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、別記第3号様式による特定施設新築等届出書によりしなければならない。

2　前項の届出をするときには、当該届出に係る特定施設の種類に応じて別記第2号様式による整備項目表及び別表第3に掲げる図書を添付しなければならない。

(変更の届出手続)

第8条　条例第18条第2項の規定による届出は、別記第4号様式による特定施設新築等工事変更届出書によりしなければならない。

2　前条第2項の規定は、前項の届出をする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「図書」とあるのは、「図書のうち変更に係るもの」と読み替えるものとする。

(軽微な変更)

第9条　条例第18条第2項の規則で定める軽微な変更は、特定施設の新築等の工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更とする。

(工事完了の届出手続)

第10条　条例第20条の規定による届出は、別記第5号様式による特定施設工事完了届出書によりしなければならない。

(公表)

第11条　条例第22条の規定に基づく公表は、高知県公報による公告その他知事が適当であると認める方法によりするものとする。

(特定施設に係る報告手続)

第12条　条例第23条第1項の規定による報告は、別記第6号様式による特定施設整備基準適合状況報告書によりしなければならない。

2　前項の報告をするときには、当該報告に係る特定施設の種類に応じて別記第2号様式による整備項目表を添付しなければならない。

(身分証明書)

第13条　条例第24条第2項の職員の身分を示す証明書は、別記第7号様式のとおりとする。

(国等)

第14条　条例第28条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)　建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人

(2)　地方公共団体の組合

(3)　土地開発公社

第15条　条例第28条第2項の規定に基づく特定施設の整備基準への適合の状況についての報告については、第12条の規定を準用する。

附　則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附　則(平成9年12月19日規則第125号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附　則(平成11年3月30日規則第28号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

(施行期日)

1　この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　第2条の規定による改正前の精神薄弱者福祉法施行細則別記様式、第6条の規定による改正前の高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則別記様式及び第7条の規定による改正前の高知県立大津寮の設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、第2条の規定による改正後の知的障害者福祉法施行細則、第6条の規定による改正後の高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則及び第7条の規定による改正後の高知県立大津寮の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附　則(平成12年4月1日規則第133号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成12年7月14日規則第181号の2)抄

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成12年12月22日規則第231号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成12年12月26日規則第234号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

附　則(平成14年12月13日規則第105号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附　則(平成16年3月2日規則第14号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成16年7月2日規則第82号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成18年7月18日規則第90号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附　則(平成19年4月1日規則第44号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(高知県表彰規則の一部改正)

2　略

(高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正)

3　高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則(平成9年高知県規則第36号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高知県立自然公園条例施行規則の一部改正)

4　略

(高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

5　略

(家畜伝染病予防法施行細則の一部改正)

6　略

(土地収用法施行細則の一部改正)

7　略

(高知県建築士法施行細則の一部改正)

8　略

(高知県特定調達契約事務取扱規則の一部改正)

9　略

附　則(平成19年9月28日規則第103号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

附　則(平成19年9月28日規則第105号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附　則(平成19年12月4日規則第132号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則(平成19年12月25日規則第140号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附　則(平成20年10月21日規則第82号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成22年4月1日規則第34号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附　則(平成23年11月25日規則第68号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附　則(平成24年3月23日規則第15号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成25年4月1日規則第22号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成26年3月25日規則第16号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成26年8月15日規則第88号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附　則(平成27年12月28日規則第80号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成28年4月19日規則第28号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成28年11月1日規則第68号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成29年3月28日規則第23号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附　則(平成30年3月20日規則第16号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の表7の項の改正規定は、同年6月15日から施行する。

附　則(令和2年1月14日規則第1号)

|  |
| --- |
|  |

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和5年3月28日規則第24号)

|  |
| --- |
|  |

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附　則(令和6年3月31日規則第33号)

|  |
| --- |
|  |

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

1　建築物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 公共的施設 | 特定施設 |
| 1　官公庁施設 | 国等の事務の用に供する施設 | 当該公共的施設に該当する全ての施設 |
| 2　社会福祉施設等 | (1)　身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施 | 当該公共的施設に該当する全ての施設 |
| (2)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第28項に規定する福祉ホーム |
| (3)　老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム |
| (4)　介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院 |
| (5)　児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(同法第40条に規定する児童遊園を除く。)及び同法第10条の2第1項のこども家庭センター |
| (6)　生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設 |
| (7)　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設 |
| (8)　母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条に規定する母子･父子福祉施設 |
| (9)　社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第11号の隣保館等の施設 |
| 3　医療施設 | 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所 | 当該公共的施設に該当する施設のうち当該公共的施設の用途に供する部分の床面積の合計(以下「用途面積」という。)が100平方メートルを超える施設 |
| 4　教育施設 | (1)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校 | 当該公共的施設に該当する全ての施設 |
| (2)　職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設及び同法第25条に規定する職業訓練施設 |
| (3)　道路交通法(昭和35年法律第105号)第98条第1項に規定する自動車教習所 |
| (4)　学習塾、教養・資格教室その他これらに類する施設 | 当該公共的施設に該当する施設のうち用途面積が200平方メートルを超える施設 |
| 5　文化施設 | (1)　図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館その他これに類する施設 | 当該公共的施設に該当する全ての施設 |
| (2)　博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館、同法第5章に規定する博物館に相当する施設その他これらに類する施設 |
| 6　集会場等 | 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館(以下「公民館」という。)、公民館以外の集会場及び公会堂その他これらに類する施設 | 当該公共的施設に該当する全ての施設 |
| 7　宿泊施設 | 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設 | 当該公共的施設に該当する施設のうち用途面積が500平方メートルを超える施設 |
| 8　娯楽施設 | (1)　劇場、映画館、演芸場その他これらに類する施設 | 当該公共的施設に該当する施設のうち用途面積が500平方メートルを超える施設 |
| (2)　遊技場 |
| 9　展示施設 | 展示場 | 当該公共的施設に該当する施設のうち用途面積が500平方メートルを超える施設 |
| 10　金融機関の施設 | (1)　日本銀行の支店及び出張所 | 当該公共的施設に該当する施設のうち用途面積が100平方メートルを超える施設 |
| (2)　銀行の本店、支店その他の営業所 |
| (3)　信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策金融公庫の事務所 |
| (4)　農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の事務所 |
| (5)　水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う水産業協同組合並びに同法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う水産業協同組合連合会の事務所 |
| (6)　信用共同組合の事務所 |
| (7)　金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項に規定する金融商品取引業を行う者の本店その他の営業所又は事務所 |
| (8)　貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者の営業所又は事務所 |
| 11　公益事業を営む施設 | (1)　ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス小売事業の用に供する事務所 | 当該公共的施設に該当する施設のうち用途面積が500平方メートルを超える施設 |
| (2)　電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業の用に供する事務所 |
| (3)　電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業のうち、電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。)を設置して電気通信役務を提供する事業の用に供する事務所 |
| 12　店舗(他の項に掲げる施設に該当するものを除く。) | (1)　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む施設 | 当該公共的施設に該当する施設のうち用途面積が100平方メートルを超える施設 |
| (2)　理容師法(昭和22年法律第234号)第1条の2第3項に規定する理容所及び美容師法(昭和32年法律第163号)第2条第3項に規定する美容所 |
| (3)　クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗 |
| (4)　飲食店 | 当該公共的施設に該当する施設のうち用途面積が300平方メートルを超える施設 |
| 13　公衆浴場 | 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場 | 当該公共的施設に該当する施設のうち用途面積が500平方メートルを超える施設 |
| 14　スポーツ施設 | 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場その他これらに類する施設 | 当該公共的施設に該当する施設のうち用途面積が500平方メートルを超える施設 |
| 15　自動車車庫 | 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるものを除く。以下同じ。)のうち建築物のもの | 当該公共的施設に該当する施設のうち用途面積が500平方メートル以上の施設 |
| 16　その他の施設 | (1)　公衆便所 | 当該公共的施設に該当する全ての施設 |
| (2)　墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第7項に規定する火葬場 | 当該公共的施設に該当する施設のうち用途面積が500平方メートルを超える施設 |
| (3)　冠婚葬祭の用に供する施設 |
| (4)　共同住宅及び寄宿舎(以下「共同住宅等」という。)の共用部分 | 当該公共的施設に該当する施設のうち1棟当たりの戸数又は室数が40を超える施設 |
| (5)　法律事務所、会計事務所、建築士事務所、宅地建物取引業を営む事務所、保険業を営む事務所その他これらに類するサービス業を営む事務所 | 当該公共的施設に該当する施設のうち用途面積が1,000平方メートルを超える施設 |
| (6)　工場(見学のための施設を有するものに限る。) |
| 17　複合施設の共用部分 | 1から16までに掲げる施設のうち2以上の異なる施設の存する建築物における当該施設の共用部分 | 当該公共的施設に該当する施設のうち用途面積が2,000平方メートルを超える施設 |

2　公共交通機関の施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 公共的施設 | 特定施設 |
| 公共交通機関の施設 | (1)　鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する停車場 | 当該公共的施設に該当する全ての施設 |
| (2)　港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施設 |
| (3)　自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル |
| (4)　空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港 |

3　道路

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 公共的施設 | 特定施設 |
| 道路 | 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(高速自動車国道を除く。) | 当該公共的施設に該当する全ての施設 |

4　公園

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 公共的施設 | 特定施設 |
| 公園 | (1)　都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 | 当該公共的施設に該当する全ての施設 |
| (2)　港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 |
| (3)　動物園、植物園及び遊園地 |

5　建築物以外の路外駐車場

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 公共的施設 | 特定施設 |
| 路外駐車場 | 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場のうち建築物以外のもの | 当該公共的施設に該当する施設のうち用途面積が500平方メートル以上の施設 |

別表第2(第5条関係)

1　建築物に関する整備基準

|  |  |
| --- | --- |
| 整備項目 | 整備基準 |
| 1　出入口 | 　直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口及び不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 |
| 　 | (1)　幅員は、内法(のり)を80センチメートル以上とすること。 |
| (2)　戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 |
| (3)　通行する際に支障となる段差を設けないこと。 |
| 2　廊下、室内の通路その他これらに類するもの(以下「廊下等」という。) | (1)　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |
| (2)　段差を設ける場合は、当該段差は、3の項の(1)から(5)までに定める構造とすること。 |
| (3)　直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者が利用する各室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路及び不特定かつ多数の者が利用する各室の1の項に定める構造の各出入口から5の項の(1)に定めるに基準に適合する多機能便房のある便所の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターを設けるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含むものとすること。 |
| 　 | ア　幅員は、内法(のり)を120センチメートル(室内の通路の区間が5メートル以下のときにあっては、90センチメートル)以上とすること。 |
| イ　廊下等の末端の付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分を設けること(共同住宅等の共用部分を除く。)。 |
| ウ　高低差がある場合は、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第1号に掲げる昇降機(車椅子を使用する者(以下「車椅子使用者」という。)の利用が可能なものに限る。以下「車椅子使用者利用可能昇降機」という。)若しくは同条第2項第1号若しくは第2号の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車椅子使用者の利用に供するもの(以下「車椅子使用者用特殊構造昇降機」という。)を設けること。 |
| エ　1の項に定める構造の出入口並びに車椅子使用者利用可能昇降機及び車椅子使用者用特殊構造昇降機並びに4の項に定める構造のエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 |
| オ　戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 |
| (4)　建築物(共同住宅等の共用部分を除く。)の直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から、人又は15の項の(1)に定める構造の案内板その他の設備により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、誘導用床材(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。以下同じ。)及び注意喚起用床材(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。以下同じ。)を適切に組み合わせて敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。 |
| (5)　廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造(共同住宅等の共用部分にあっては、アからキまでに定める構造)とすること。 |
| 　 | ア　幅員は、内法(のり)を120センチメートル(段差を併設するときにあっては、90センチメートル)以上とすること。 |
| イ　勾配は、12分の1(傾斜路の高低差が16センチメートル以下のときにあっては、8分の1)を超えないこと。 |
| ウ　高低差が75センチメートルを超える傾斜路においては、高低差75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。 |
| エ　傾斜路には、両側(段差を併設するときにあっては、片側)に手すりを設けること。 |
| オ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |
| カ　傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとすること。 |
| キ　傾斜路は、奥行き150センチメートル以上の水平部分と接すること。 |
| ク　傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分に近接する廊下等及び踊り場にあっては、この限りでない。 |
| 3　階段 | 　不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造(共同住宅等の共用部分及び自動車車庫にあっては、(1)から(4)までに定める構造)とすること。 |
| 　 | (1)　両側に手すりを設けること。ただし、4の項に定める構造のエレベーターに隣接する場合は、この限りでない。 |
| (2)　主たる階段には、回り段を設けないこと。 |
| (3)　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |
| (4)　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいものとすること等により段差を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 |
| (5)　階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 |
| 4　エレベーター | (1)　不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物で、用途面積の合計が1,000平方メートル以上のものには、かごが当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。 |
| 　 | ア　かごの幅は、100センチメートル以上とすること。 |
| イ　かごの奥行きは、内法(のり)を135センチメートル以上とすること。 |
| ウ　かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 |
| エ　かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 |
| オ　かご及び昇降路の出入口の幅員は、それぞれ内法(のり)を80センチメートル以上とすること。 |
| カ　かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 |
| キ　かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(カに定める制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 |
| ク　乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法(のり)を150センチメートル以上とすること。 |
| ケ　かご内には、手すりを設けること。 |
| コ　かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。 |
| サ　乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける場合は、この限りでない。 |
| シ　乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。 |
| (2)　不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物で、用途面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、(1)のイからシまでに定める構造のほか、かごが当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。 |
| 　 | ア　かごの幅は、140センチメートル以上とすること。 |
| イ　かごの出入口に光電装置により利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。 |
| 5　便所 | (1)　不特定かつ多数の者が利用する便所を有する建築物で、用途面積の合計が500平方メートル以上のものには、次に定める基準に適合する多機能便房のある便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。 |
| 　 | ア　直径150センチメートル以上の円を内接することができる床面積を確保すること。 |
| イ　腰掛け便座で、両側には、手すりを設置し、そのうち1以上の手すりは、可動式とすること。 |
| ウ　多機能便房の出入口及び当該多機能便房のある便所の出入口の幅員は、内法(のり)を90センチメートル以上とすること。 |
| エ　多機能便房の出入口又は当該多機能便房のある便所の出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、電動で開閉する構造又は引き戸とすること。 |
| オ　移動する際に支障となる段差を設けないこと。 |
| カ　洗面器又は手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓を備えた洗面器又は手洗い器を1以上設けること。 |
| キ　多機能便房を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該多機能便房のある出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示すること。 |
| (2)　不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。 |
| 　 | ア　腰掛け便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「手すり等設置便房」という。)を便所の出入口に近い位置に設けること。 |
| イ　手すり等設置便房の出入口及び当該手すり等設置便房のある便所の出入口の幅員は、内法(のり)を80センチメートル以上とすること。ただし、(1)に定めるに基準に適合する多機能便房のある便所を設ける場合は、この限りでない。 |
| ウ　洗面器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓及び手すりを備えた洗面器を1以上設けること。 |
| エ　手洗い器を設ける場合は、レバー式、光感知式等操作が容易な給水栓を備えた手洗い器を1以上設けること。 |
| オ　移動する際に支障となる段差を設けないこと。 |
| カ　男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該手すり等設置便房のある便所の出入口付近に障害者、高齢者等が理解しやすい方法により表示すること。 |
| (3)　不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合は、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器で手すり等が適切に設置された小便器を便所の出入口に近い位置に設けた男子用小便器のある便所を1以上設けること。 |
| (4)　官公庁施設、医療施設、文化施設、集会場等、宿泊施設、娯楽施設、展示施設、店舗、スポーツ施設及び複合施設(以下「官公庁施設等」という。)で、用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に設けられる(1)に定めるに基準に適合する多機能便房のある便所のうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)の多機能便房には、簡易式ベッドを設けること。 |
| (5)　官公庁施設等で、用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。 |
| 　 | ア　パウチ等を洗浄する設備、荷物を置くための棚その他の設備及び2以上の衣服を掛けるための金具等を設けた人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設けること。 |
| イ　人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者のための洗浄設備等を設置している旨並びに男子用及び女子用の区分があるときは、その男女別を当該便所のある出入口付近に見やすい方法により表示すること。 |
| (6)　官公庁施設等(遊技場を除く。)で、用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。 |
| 　 | ア　乳幼児椅子その他乳幼児を座らせることができる設備(以下この項において「乳幼児椅子等」という。)のある便房を1以上設けること。 |
| イ　乳幼児椅子等のある便房及び当該便房のある便所の出入口には、乳幼児椅子等が設置されている旨を適切な方法で表示すること。 |
| 6　駐車場 | (1)　不特定かつ多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数を50で除して得た数(当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。)以上、当該駐車場の全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数を100で除して得た数(当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。)に2を加えた数以上の幅員350センチメートル以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。 |
| (2)　不特定かつ多数の者が利用する駐車場で当該駐車場の全駐車台数が50以上の駐車場には、(1)に定める車椅子使用者用駐車施設のほかに幅員250センチメートル以上の移動に配慮が必要な人のための駐車施設を1以上設けること。 |
| (3)　(1)に定める車椅子使用者用駐車施設及び(2)に定める移動に配慮が必要な人のための駐車施設(以下「優先駐車施設」という。)は、当該優先駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該優先駐車施設への距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 |
| (4)　優先駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 |
| (5)　優先駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該優先駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項の(1)、(3)及び(4)に定める構造とすること。 |
| 7　敷地内の通路 | (1)　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |
| (2)　段差を設ける場合は、当該段差は、3の項の(1)から(4)までに定める構造とすること。 |
| (3)　排水溝を設ける場合は、溝蓋は、滑りにくい仕上げとし、車椅子のキャスター、つえ等が落ち込まない構造とすること。 |
| (4)　直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該建築物の敷地が接する道若しくは建築基準法第43条第2項第2号に規定する空地(以下この項において「道等」という。)又は優先駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難である場合又は直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路にあっては、この限りでない。 |
| 　 | ア　幅員は、120センチメートル以上とすること。 |
| イ　高低差がある場合は、(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車椅子使用者用特殊構造昇降機を設けること。 |
| ウ　50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分を設けること。 |
| エ　戸を設ける場合は、当該戸は、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 |
| (5)　建築物(共同住宅等の共用部分及び自動車車庫を除く。)の直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。 |
| 　 | ア　誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 |
| イ　車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段差の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 |
| (6)　敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊り場は、2の項の(5)のアからオまで及びキに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとすること。 |
| 8　客室 | 　宿泊施設等の客室のうち、1以上の客室は、次に定める構造とすること。 |
| 　 | (1)　出入口の幅員は、内法(のり)を80センチメートル以上とすること。 |
| (2)　出入口の戸は、電動で開閉する構造又は引き戸とすること。 |
| (3)　出入口及び室内には、移動する際に支障となる段差を設けないこと。 |
| (4)　室内は、障害者、高齢者等が円滑に利用することができる床面積を確保すること。 |
| (5)　5の項の(1)のアからカまでに定める基準に適合する多機能便房のある便所を設けること。ただし、客室の総数が50未満の場合であって、客室の外部にその客室を利用する者の利用に供する5の項の(1)に定めるに基準に適合する多機能便房のある便所を設ける場合は、この限りでない。 |
| (6)　10の項に定める構造の浴室を設けること。ただし、客室の総数が50未満の場合であって、客室の外部にその客室を利用する者の利用に供する10の項に定める構造の浴室を設ける場合は、この限りでない。 |
| 9　客席 | (1)　劇場、集会場、スポーツ施設等の固定式の客席には、席数を200で除して得た数(当該数に1未満の端数を生じたとき又は当該数が1未満であるときは、当該端数又は当該数を1に切り上げる。)以上の人数分の車椅子使用者が利用することができる区画を設けること。 |
| (2)　(1)に定める区画は、車椅子使用者1人につき、間口90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上で、床は、水平とすること。 |
| (3)　客席の1の項に定める構造の出入口から(1)に定める区画に至る経路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。 |
| 　 | ア　幅員は、120センチメートル以上とすること。 |
| イ　高低差がある場合は、2の項の(5)のアからウまで及びオに定める構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。 |
| (4)　障害者、高齢者等が客席又は舞台袖口から円滑に舞台に上がることができる経路をそれぞれ1以上設けること。 |
| 10　浴室 | 　宿泊施設、社会福祉施設、医療施設等に設ける不特定かつ多数の者が利用する浴室及び公衆浴場の浴室のうち、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)の浴室は、次に定める基準に適合するものとすること。 |
| 　 | (1)　出入口の幅員は、内法(のり)を80センチメートル以上とすること。 |
| (2)　移動する際に支障となる段差を設けないこと。 |
| (3)　戸を設ける場合は、当該戸は、電動で開閉する構造又は引き戸とすること。 |
| (4)　脱衣場、洗い場及び浴槽には、手すり等を適切に配置すること。 |
| (5)　給水栓は、レバー式等操作が容易なものとすること。 |
| (6)　洗い場の床面から浴槽の上端までの高さは、車椅子使用者の利用に配慮した高さとすること。 |
| 11　更衣室及びシャワー室 | 　体育館、水泳場その他のスポーツ施設を利用する者が利用する更衣室及びシャワー室のうち、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)の更衣室及びシャワー室は、次に定める基準に適合するものとすること。 |
| 　 | (1)　出入口の幅員は、内法(のり)を80センチメートル以上とすること。 |
| (2)　移動する際に支障となる段差を設けないこと。 |
| (3)　戸を設ける場合は、当該戸は、電動で開閉する構造又は引き戸とすること。 |
| (4)　着替えをし、又はシャワーを使用するための腰掛け台及び手すりを設けること。 |
| (5)　給水栓は、レバー式等操作が容易なものとし、適切な位置に設けること。 |
| (6)　更衣用の区画又はシャワー用の区画を設ける場合は、1以上の区画は、車椅子使用者が円滑に利用することができる床面積を確保すること。 |
| 12　カウンター及び記載台 | 　不特定かつ多数の者が利用するカウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は、車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。 |
| 13　公衆電話台 | (1)　公衆電話台を設ける場合は、1以上の公衆電話台は、車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。 |
| (2)　(1)に定める構造の公衆電話台に通ずる出入口を設ける場合は、1の項に定める構造とすること。 |
| 14　水飲み場 | (1)　水飲み場を設ける場合は、1以上の水飲み場は、車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車椅子使用者が利用しやすい空間を設けること。 |
| (2)　給水栓は、レバー式等操作が容易なものとすること。 |
| 15　案内板等 | (1)　官公庁施設等で、用途面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物又はその敷地には、当該建築物、その敷地内の車椅子使用者利用可能昇降機、車椅子使用者用特殊構造昇降機、4の項に定める構造のエレベーター、5の項に定める構造の便所及び優先駐車施設の配置を表示した次に定める構造の案内板その他の設備を1以上設けること。ただし、当該車椅子使用者利用可能昇降機、車椅子使用者用特殊構造昇降機、エレベーター、便所及び優先駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 |
| 　 | ア　高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見やすく、理解しやすいものとすること。 |
| イ　音声による案内、文字等の浮き彫り又は点字による表示をすること。 |
| (2)　案内所を設ける場合は、(1)の規定は、適用しない。 |
| (3)　避難用の誘導灯を設ける場合は、必要に応じて、点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けること。 |
| (4)　病院においては、受診及び調剤の受取の順の表示装置その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した装置を設けること。 |

2　公共交通機関の施設に関する整備基準

|  |  |
| --- | --- |
| 整備項目 | 整備基準 |
| 1　出入口 | 　直接地上へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口及び不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、1の表の1の項に定める構造とすること。 |
| 2　改札口 | 　改札口のうち、1以上の改札口は、次に定める構造とすること。 |
| 　 | (1)　幅員は、内法(のり)を80センチメートル以上とすること。 |
| (2)　通行する際に支障となる段差を設けないこと。 |
| (3)　誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 |
| 3　通路その他これに類するもの(以下この項において「通路等」という。) | (1)　通路等は、1の表の7の項の(1)から(3)まで並びに(4)のア、ウ及びエに定める構造とし、誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設すること。 |
| (2)　改札口から各乗降場に至る経路において高低差がある場合は、各乗降場に至るそれぞれ1以上の経路においては、1の表の7の項の(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場、車椅子使用者利用可能昇降機若しくは車椅子使用者用特殊構造昇降機又は1の表の4の項に定める構造のエレベーターを設けること。 |
| 4　階段 | 　不特定かつ多数の者が利用する階段は、1の表の3の項に定める構造とすること。 |
| 5　エレベーター | 　前年度における1日当たりの乗降客数が5,000人以上の施設の2の項に定める改札口から各乗降場に至る経路に5メートル以上の高低差がある場合は、その1以上の経路に1の表の4の項に定める構造のエレベーターを設けること。 |
| 6　乗降場 | (1)　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |
| (2)　縁側には、注意喚起用床材を敷設すること。 |
| (3)　両端には、注意喚起用床材を敷設するとともに、転落を防止するためのさくを設けること。 |
| 7　便所 | (1)　前年度における1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上の施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める基準に適合するものとすること。 |
| 　 | ア　1の表の5の項の(1)に定めるに基準に適合する多機能便房のある便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。 |
| イ　1の表の5の項の(3)に定めるに基準に適合する男子用小便器のある便所を1以上設けること。 |
| (2)　不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、次に定める基準に適合するものとすること。 |
| 　 | ア　1の表の5の項の(2)に定めるに基準に適合する手すり等設置便房のある便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。 |
| イ　1の表の5の項の(3)に定めるに基準に適合する男子用小便器のある便所を1以上設けること。 |
| (3)　用途面積の合計が2,000平方メートル以上の公共交通機関の施設に設けられる(1)のアに定める多機能便房のある便所のうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)の多機能便房には、簡易式ベッドを設けること。 |
| (4)　用途面積の合計が2,000平方メートル以上の公共交通機関の施設に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1の表の5の項の(5)のア及びイ並びに(6)のア及びイに定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。 |
| 8　駐車場 | 　不特定かつ多数の者が利用する駐車場は、1の表の6の項に定める基準に適合するものとすること。 |
| 9　カウンター及び記載台 | 　不特定かつ多数の者が利用するカウンター及び記載台を設ける場合は、1以上のカウンター及び記載台は、1の表の12の項に定める構造とすること。 |
| 10　公衆電話台 | 　公衆電話台を設ける場合は、1以上の公衆電話台は、1の表の13の項に定める構造とすること。 |
| 11　券売機 | 　券売機を設ける場合は、1以上の券売機は、次に定める基準に適合するものとすること。 |
| 　 | (1)　金銭投入口及び操作ボタンは、障害者、高齢者等の利用に配慮したものとすること。 |
| (2)　点字による表示をすること。 |
| 12　案内板等 | (1)　用途面積の合計が1,000平方メートル以上の公共交通機関の施設又はその敷地には、当該公共交通機関の施設、その敷地内の車椅子使用者利用可能昇降機、車椅子使用者用特殊構造昇降機、5の項に定める構造のエレベーター、7の項に定める構造の便所及び8の項に定める構造の駐車場の配置を表示した次に定める構造の案内板その他の設備を1以上設けること。ただし、当該車椅子使用者利用可能昇降機、車椅子使用者用特殊構造昇降機、エレベーター、便所及び駐車場の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 |
| 　 | ア　高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見やすく、理解しやすいものとすること。 |
| イ　音声による案内、文字等の浮き彫り又は点字による表示をすること。 |
| (2)　案内所を設ける場合は、(1)の規定は、適用しない。 |
| (3)　避難用の誘導灯を設ける場合は、必要に応じて、点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けること。 |

3　道路に関する整備基準

|  |  |
| --- | --- |
| 整備項目 | 整備基準 |
| 1　歩道 | (1)　歩道と車道とは、工作物により分離すること。 |
| (2)　幅員は、200センチメートル以上とすること。 |
| (3)　表面は、平たんとし、かつ、滑りにくいものとすること。 |
| (4)　排水溝を設ける場合は、溝蓋は、滑りにくい仕上げとし、車椅子のキャスター、つえ等が落ち込まない構造とすること。 |
| (5)　歩道の巻き込み部、横断歩道における歩道と車道とのすりつけ及び中央分離帯と車道とのすりつけの勾配は、12分の1を超えないこと。 |
| (6)　公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道その他の視覚障害者の歩行が多い歩道には、必要に応じて、誘導用床材及び注意喚起用床材を適切に組み合わせて敷設すること。 |
| 2　横断歩道橋及び地下横断歩道 | 　横断歩道橋及び地下横断歩道を設ける場合は、次に定める構造とすること。 |
| 　 | (1)　階段には、回り段を設けないこと。 |
| (2)　階段及び傾斜路並びにこれらの踊り場には、両側に手すりを設けること。 |
| (3)　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |

4　公園に関する整備基準

|  |  |
| --- | --- |
| 整備項目 | 整備基準 |
| 1　出入口 | 　1以上の出入口は、次に定める構造とすること。 |
| 　 | (1)　幅員は、120センチメートル以上とすること。 |
| (2)　通行する際に支障となる段差を設けないこと。 |
| (3)　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |
| (4)　高低差がある場合は、12分の1を超えない勾配ですりつけること。 |
| (5)　車止めの柵を設ける場合は、柵と柵との間隔は、90センチメートル以上とすること。 |
| 2　園路 | (1)　1の項に定める構造の出入口に通ずる主要な園路は、次に定める構造とすること。 |
| 　 | ア　幅員は、120センチメートル以上とすること。 |
| イ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |
| ウ　縦断勾配は、12分の1を超えないこと。 |
| エ　排水溝を設ける場合は、溝蓋は、滑りにくい仕上げとし、車椅子のキャスター、つえ等が落ち込まない構造とすること。 |
| (2)　段差を設ける場合は、当該段差は、1の表の3の項の(1)から(5)までに定める構造に準じたものとし、1の表の2の項の(5)に定める構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。 |
| 3　便所 | (1)　不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1の表の5の項の(1)に定めるに基準に適合する多機能便房のある便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。 |
| (2)　不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合は、1の表の5の項の(3)に定めるに基準に適合する男子用小便器のある便所を1以上設けること。 |
| (3)　用途面積の合計が2,000平方メートル以上の公園に設けられる(1)に定める多機能便房のある便所のうち1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)の多機能便房には、簡易式ベッドを設けること。 |
| (4)　用途面積の合計が2,000平方メートル以上の公園に不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合は、1の表の5の項の(5)のア及びイ並びに(6)のア及びイに定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときにあっては、それぞれ1以上)設けること。 |
| 4　駐車場 | 　不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、1の表の6の項に定める基準に適合するものとすること。 |
| 5　案内板等 | (1)　用途面積の合計が1,000平方メートル以上の公園又はその敷地には、当該公園、3の項に定める構造の便所及び4の項に定める構造の駐車場の配置を表示した次に定める構造の案内板その他の設備を1以上設けること。ただし、便所及び駐車場の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 |
| 　 | ア　高さ、文字の大きさ、表示等は、障害者、高齢者等が見やすく、理解しやすいものとすること。 |
| イ　音声による案内、文字等の浮き彫り又は点字による表示をすること。 |
| (2)　案内所を設ける場合は、(1)の規定は、適用しない。 |
| (3)　避難用の誘導灯を設ける場合は、必要に応じて、点滅型誘導音装置付誘導灯その他の視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯を設けること。 |
| 6　附帯設備 | 　ベンチ、屋外卓その他の設備は、障害者、高齢者等が円滑に利用することができる構造とすること。 |

5　建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

|  |  |
| --- | --- |
| 整備項目 | 整備基準 |
| 1　出入口 | 　1以上の出入口は、1の表の1の項の(1)及び(3)に定める構造とすること。 |
| 2　駐車場 | 　駐車場は、1の表の6の項に定める基準に適合するものとすること。 |

別表第3(第6条、第7条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 図書 |
| 種類 | 明示すべき事項 |
| 建築物 | 付近の見取図 | 方位、道路及び目標となる物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低差、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員 |
| 各階の平面図 | 縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低差並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法 |
| 公共交通機関の施設 | 付近の見取図 | 方位、道路及び目標となる物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低差、敷地内における公共交通機関施設の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員 |
| 各階の平面図 | 縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低差並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法 |
| 道路 | 付近の見取図 | 方位、道路及び目標となる物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、土地の高低差、道路の位置及び幅員並びに整備に係る箇所の位置 |
| 公園 | 付近の見取図 | 方位、道路及び目標となる物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低差、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、園路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員 |
| 建築物以外の路外駐車場 | 付近の見取図 | 方位、道路及び目標となる物 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低差、敷地内における出入口、通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員 |

別記第1号様式(第6条関係)

適合証交付請求書

[別紙参照]

第2号様式(第6条、第7条、第12条関係)

整備項目表

[別紙参照]

第3号様式(第7条関係)

特定施設新築等届出書

[別紙参照]

第4号様式(第8条関係)

特定施設新築等工事変更届出書

[別紙参照]

第5号様式(第10条関係)

特定施設工事完了届出書

[別紙参照]

第6号様式(第12条関係)

特定施設整備基準適合状況報告書

[別紙参照]

第7号様式(第13条関係)

身分証明書

[別紙参照]